

# 答申書

「有田町の適正な水道料金及び  
下水道使用料のあり方について」

令和5年3月29日

有田町上下水道事業審議会

## 1. 適正な水道料金のあり方について

有田町の水道事業は、高度経済成長期に整備された水道管や施設の老朽化が顕在化しており、その更新のための建設改良費や、維持管理費の増加が見込まれる。

一方で、有田町の人口は減少傾向にあり、今後給水収益の大きな増加は見込めない。

独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費節減を継続することはもとより、更新費用を賄うために、より適正な料金体系への見直しを行う必要がある。

安全な水道水を安定して供給し、健全な経営を維持するためには、水道料金の大幅な改定が必要であるが、現在の社会情勢等考慮し、水道使用者の負担増をできるだけ抑制するために、下記のとおり段階的に改定することが望ましい。

### 記

- (1) 改定後の水道料金は別表のとおりとし、15%の増額改定を行う。
- (2) 実施時期については、令和6年4月に請求する水道料金から適用する。
- (3) 料金改定後5年を目途に、10%を目安とした増額改定を行う。

### 附帯意見

- ① 水道料金の値上げは町民の生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けて、町民への丁寧な説明に努められたい。
- ② 料金改定後においても、効率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。
- ③ 高度経済成長期に整備した施設の大量更新や大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。
- ④ 改定後の水道料金については、おおむね5年毎を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて検討・見直しをされたい。

別表

水道料金表（税抜）

基本料金		従量料金	
メーター口径	金額(1箇月につき)	使用水量	金額(1m <sup>3</sup> につき)
13mm	748円	8m <sup>3</sup> まで	104円
20mm	1,955円		
25・30mm	4,485円	9m <sup>3</sup> から15m <sup>3</sup>	196円
40mm	13,800円		
50mm	20,700円	16m <sup>3</sup> 以上	219円
75mm	51,750円		

## 2. 適正な下水道使用料のあり方及び、有田町污水事業の 経営戦略の見直しについて

有田町の污水処理事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川の水質保全を目的に、町内の各地域の状況に合わせて公共下水道事業、浄化槽整備推進事業、農業集落排水事業の3つの事業が行われている。これらの污水処理事業は、住民が安全で衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業である。

令和3年度末の污水処理人口は、町内人口19,145人に対し、公共下水道事業の接続人口5,874人、浄化槽整備推進事業4,738人、農業集落排水事業416人で、接続率は57.6%となっている。一方で、接続可能な人口はそれぞれ9,179人、4,738人、497人で、普及率は75.3%と普及率に対し未接続があるため接続率と乖離している。

下水道料金は平成19年8月に居住している地区により、下水道の使用料に差異がでることは望ましくないとして統一した料金体系を採用した。その後、平成24年10月に料金改訂を行い、それ以降は行っていない。

污水処理事業は、持続的かつ安定的にサービスを提供していく必要があり、各事業の財政基盤の安定化が最も重要であるため、効率的で健全な事業経営に努めていく必要がある。

本審議会では、5年毎に見直しを行い、その都度適正な使用料を検討することとされている下水道料金に関して「適正な下水道使用料のあり方」及び「有田町污水事業の経営戦略の見直し」について町長より諮問を受けた。

維持管理費の将来見込みに対し、一般会計からの基準外の繰入金比率は、全事業において増加すると想定されている。本来であれば、基準外繰入金は、使用料で賄うべきところである。

しかし、ウクライナ情勢などによる燃料費等の高騰や円安、コロナ禍等により経済情勢が不安定となっており、下水道の大幅な料金改定は住民の理解が得られないため、乖離している接続率の向上を図るとともに、経費削減などの一層の経営努力が望まれる。

上記を踏まえた審議の結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

## (1) 「適正な下水道使用料のあり方」

今回、料金改定の判断基準として、経費回収率、現金収支、基準外繰入金の経常費用に対する割合を基に検討を行った結果、今回は料金の改定はせず現状維持とする。

経費回収率は、下水道使用料収入が基準内繰入金や長期前受金などを除いた維持管理費に対し、どの程度の割合を占めているかを表すものであり、国からは経費回収率 100%へ向けた改善、向上が求められている。

公共下水道事業の経費回収率は、現在 100%を超えており、将来的に設備投資の経費を回収できる見込みであるが、浄化槽整備推進事業、農業集落排水事業においては 100%を下回っている。

一方で、料金を統一しているため、他の 2 事業において大幅な料金改定を行うことは、町内の地域格差として、不公平感が増すこととなる。

現金収支については、繰入金により一定の水準を維持しているが、全事業とも不足する金額を一般会計からの繰入金に頼っており、本来の公営企業の観点からは料金改定の検討が想定される場所である。

また、基準外の繰入金の増加は、本来、他の住民サービスに充てるべき財源を使っていることになり、他の事業の財源確保が困難になるため、町政に多大な影響を与えている。今後、下水道施設の老朽化に対する更新工事が見込まれる中、少子高齢化の進行や新たな行政課題に対し、町の財政状況が厳しくなることが懸念される。

しかし、早急な料金改定は、住民生活に対する影響も大きく、地域経済を支える大口使用者への負担が大きくなるなど、考慮すべき点がある。

未接続の方へ汚水処理事業についての説明を充分に行い、接続推進と経費削減を行うことにより、経費回収率の維持及び改善、基準外繰入金の削減を図ることが望まれる。

## (2) 「有田町汚水事業の経営戦略の見直し」

汚水事業の経営戦略については、適正な下水道使用料のあり方の観点から検討した結果、今後 10 年間の経営戦略として妥当と判断する。

汚水処理 3 事業の経営戦略は前回、平成 28 年から平成 30 年にかけて作成されており、国からは 3～5 年毎の改訂が求められている。毎年度の決算や設備投資計画を基に随時計画を見直し、料金改定の資料として活用できるよう、今後も 5 年毎の改訂を求める。

付帯意見

- ① 下水道経営戦略により、経営状況の見える化が図られているが、利用者に対し十分な理解が得られるよう継続した経営戦略の改善を求める。
- ② 将来的に、基準外の繰入金に頼らず、経営の健全化が図れるよう町の財政状況も踏まえた経営方針の作成を望む。
- ③ 今後も、5年毎に下水道使用料の見直しを行い、その都度、適正な使用料を検討されたい。

## 有田町上下水道事業審議会委員名簿

	氏 名
1	会 長 藤 俊 信
2	副会長 岩 永 千 津
3	池 田 美 代 子
4	今 泉 藤 一 郎
5	岩 永 忠 美
6	田 中 瑛 人
7	筒 井 孝 司
8	手 塚 英 樹
9	道 津 功
10	松 尾 文 則
11	深 川 祐 次
12	福 島 スミ子
13	福 田 政 美
14	藤 本 アツ子

(五十音順・敬称略)

## 審 議 の 経 過

	開催日時・会場	審議内容等
第 1 回	令和 4 年 10 月 13 日 (木) 13 時 30 分より 本庁舎 3 階 会議室	(1) 委員委嘱 (2) 会長、副会長選任 (3) 諮問 (4) 有田町水道事業の概況 (5) 審議会スケジュール
第 2 回	令和 4 年 11 月 24 日 (木) 13 時 30 分より 本庁舎 3 階 会議室	(1) 経営状況の見通しと今後の資金繰り (2) 料金改定率別の収支予測 (3) 料金体系決定における検討方針
第 3 回	令和 4 年 12 月 22 日 (木) 13 時 30 分より 本庁舎 3 階 会議室	(1) 口径別・利用水量別改定率・体系別の料金改定による影響 (2) 料金体系の検討 (3) 料金改定率と改定時期
第 4 回	令和 5 年 1 月 26 日 (木) 13 時 30 分より 本庁舎 3 階 会議室	(1) 水道事業答申書(案)の内容に関する協議 (2) 有田町下水道事業の概況
第 5 回	令和 5 年 2 月 16 日 (木) 13 時 30 分より 本庁舎 3 階 会議室	(1) 有田町汚水 3 事業の経営戦略(案)について協議
第 6 回	令和 5 年 3 月 23 日 (木) 13 時 30 分より 本庁舎 3 階 会議室	(1) 上下水道事業答申書(案)の内容について協議